

新 旧 対 照 表

(新)

高知県病床機能分化促進事業費補助金交付要綱
(抜粋)

第1条～第15条 略

附 則

- 1 この要綱は、令和5年11月29日から施行し、同年6月1日から適用する。
- 2 この要綱は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条第1号及び第5号から第9号まで、第10条第2項及び第3項並びに第11条から第13条までの規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和7年3月27日から施行する。

(旧)

高知県病床機能分化促進事業費補助金交付要綱
(抜粋)

第1条～第15条 略

附 則

- 1 この要綱は、令和5年11月29日から施行し、同年6月1日から適用する。
- 2 この要綱は、令和7年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条第1号及び第5号から第9号まで、第10条第2項及び第3項並びに第11条から第13条までの規定は、同日以降もなおその効力を有する。